

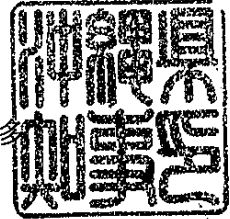


環 政 第 8 9 6 号  
平成25年 7 月 16 日

ベルジャヤ沖縄ディベロップメント株式会社  
代表取締役 陳 酌仰 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多



恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価準備書に対する知事  
意見について

平成25年 1 月 21 日 付けで送付のあったみだしの環境影響評価準備書については、  
同条例第19条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、環境の保全の見地からの意見  
を述べます。

## 恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、恩納通信所跡地を利用し、リゾートホテルを中核としたまちづくりを目的としているが、本事業実施区域の周辺は沖縄海岸国定公園に指定されており、本事業実施区域の海岸部には多くの貴重な植物種や植物群落が存在し、隣接する沿岸域は「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]（平成10年3月、沖縄県）」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域（ランクⅠ）」と評価されている。また、本事業実施区域の南側にある屋嘉田潟原は「日本の重要湿地500（平成14年2月、環境省）」に選定されており、貝類をはじめ多くの貴重種が生息・生育しているほか、ヒトエグサやモズクの養殖が行われる等、自然環境が豊かな場所である。

本事業は、このような自然豊かな地域に囲まれた場所で実施される事業であり、事業の実施に伴う周辺の生活環境及び自然環境への影響については、特に十分な配慮が必要である。

一方、事業の実施に伴う汚水処理水を既設水路を通じて干潟が存在する海域へ排出する計画となっており、干潟への影響が懸念される。また、本事業実施区域内の里道は、事業実施区域西側及び北側の海岸等へのアクセスルートとして地域住民等に利用されており、今後もこれまでと同じようなアクセス形態が確保されるか懸念される。周辺の生活環境及び自然環境への影響を懸念する一部の地域住民からは、本事業に反対する動きもみられることから、本事業の実施においては、地域住民に十分な説明を行うことが重要である。

以上のことを踏まえ、下記の事項に基づき環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の内容を修正した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成するとともに、本事業の実施に伴う環境への影響を事業者として可能な限り回避、低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じること。

### 記

#### 【事業計画等】

##### 1 総体的事項

本事業実施区域の周辺は、沖縄海岸国定公園に指定されていると同時に、隣接する沿岸域が、「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域（ランクⅠ）」と評価されており、さらに、本事業実施区域の南側にある屋嘉田潟原は環境省により「日本の重要湿地500」に選定されており、自然環境が豊かな地域である。

このようなことから、周辺の自然環境の価値を踏まえた上で、事業の実施による自然環境の改変を可能な限り回避し、又は低減するよう、事業計画（施設の配置計画及び施設規模等）について再度検討するとともに、造成の範囲、方法等の造成計画についても再度検討すること。

また、その検討内容を評価書に記載すること。

## 2 対象事業の規模及び内容に関する事項について

### (1) 土地利用計画について

ア 本事業実施区域は、沖縄海岸国定公園に隣接しており、自然海岸の植生の連続性・一体性の観点から、本事業実施区域のアダン群落等海岸植生の保全を図る必要がある。ついては、アダン群落等海岸植生の改変を回避し、その陸域側で事業を行うような計画とすること。

また、海岸植生が記載された現存植生図に、施設の配置や法面等を記載し、海岸植生と改変区域との関係が把握できるようにすること。

イ 現在、本事業実施区域内には里道が存在し、本事業実施区域西側及び北側の海岸並びに本事業実施区域内の墓群等へのアクセスルートとして利用されていることから、事業の実施に当たっては、里道の管理者と調整の上、当該箇所へのアクセスルートを確保する計画とし、そのルートを土地利用計画図の中で示すこと。

特に、海岸へのアクセスについては、「海浜を自由にするための条例」（平成2年、沖縄県）における海岸及びその周辺地域で事業を営む者への責務を遵守すること。

ウ 準備書の土地利用計画図においては、本事業実施区域の海岸に近い箇所まで「緑地（人工）」としているが、土地利用計画を再度確認し、「緑地（人工）」と「残存緑地」との区別を明確にすること。

エ 墓地については、改変せず残存させる計画となっているが、当該墓地へのアクセスルート等を含む保全計画について、詳細に記載すること。

### (2) 施設計画について

施設計画については、以下の点も踏まえて、各施設ごとに施設の概要を示すこと。

ア 工事工程計画によると、本事業は5期に分けて段階的に施工することとしており、各施設の供用開始時期が異なると考えられることから、各施設の供用開始予定時期を示すこと。

イ ホテル及びホテルヴィラについては、利用者数の変動によって、浄化槽からの排水量及び廃棄物発生量が増加することから、日最大利用客数だけでなく、予想される年間利用客数及び月別利用客数並びに稼働率についても示すこと。

ウ 分譲を予定している施設については、分譲の方法についても示すこと。

エ 各施設において大型ボイラーや温水発電設備等の設備を屋外に設置する予定がある場合は、防音対策を講じるとしていることから、当該防音対策について評価書に記載するとともに、設置場所や設置台数等についても明示すること。

### (3) 交通計画について

施設の供用時における施設利用車両の通行ルートについて示すこと。

### (4) 水道計画について

ア 給水計画については、各施設の使用水量の算定根拠を示すこと。

イ 給排水全体の収支については、給水量（上水及び中水）並びに処理水量（中水利用量及び排水量）の整合が取れていないことから、再度確認し、整合を図ること。

(5) 汚水処理計画について

ア 汚水の処理方法について

- (ア) レジデンスヴィラ、レジデンスタウンハウス及び店舗レジデンスにおける汚水の処理方法については、各エリア毎に浄化槽を設置して集中処理する方法についても検討すること。
- (イ) レジデンスヴィラ、レジデンスタウンハウス及び店舗レジデンスにおける汚水処理水の排水系統について、評価書で示すこと。
- (ウ) 水の汚れに対する環境保全措置として、汚水処理水を修景池に導き、水生植物等による水質浄化後放流することとしていることから、下記9(2)の内容について、汚水処理計画にも記載すること。

イ 汚水処理水の排水先について

汚水処理水の排水先については、ナカンズ水路に排水する案と、ナカンズ水路への排水量を減らし外海への排水量を増やす案の2案を検討し、ナカンズ水路に排水する案を選定しているが、水路の排出先となる前面海域には干潟が存在し、多くの貴重種が存在することから、ナカンズ水路に排水した場合、海域生態系への影響が懸念される。このようなことから、汚水処理水の排水方法については、以下の点を踏まえて再度検討すること。

なお、検討した結果、排水計画を変更する場合は、当該変更に係る部分について、環境影響評価を実施すること。

- (ア) 外海へ排水する案における汚水処理水の集水方法、排水経路及び外海への排水方法
- (イ) 外海への排水方法については、岸から直接排水する方法を想定しているが、より沖合に排水する方法についても検討すること。
- (ウ) 各案における環境影響について可能な限り定量的に比較・整理すること。

(6) 雨水等排水計画について

雨水排水については、現況流域図を基に3つの流域に分けて排水計画を作成しているが、事業の実施により盛土が行われると、流域が変化することが考えられることから、現況の流域からの変化の有無について確認し、必要に応じて、計画を見直すこと。

(7) 緑化計画について

ア 海岸側のアダン群落については、上記2(1)ア及び下記3(3)を踏まえた上で、アダン群落の防風及び防潮の機能を確保するため、海岸側のアダン群落に隣接する本事業実施区域内へのアダンの植栽することを検討すること。

また、その植栽の幅については、専門家等の意見を踏まえて検討すること。

イ 開発区域内のアダン群落の保全について、「管理上必要な枯木、枯枝、枯葉等の除去を行う他は保存する」としているが、その内容について明示するとともに、当該措置を講じるに当たっては、専門家等の意見を踏まえて実施すること。

ウ 植栽を行う樹種については、植栽区域別に植栽種が記載されているが、在来種であるかを再度確認すること。

### 3 対象事業に係る工事計画について

#### (1) 工事工程について

準備書においては、工事開始時期を平成26年4月と想定して予測・評価を行っているが、工事開始時期が変わると、予測時期の風向・風速、降水量等の条件が変化することが考えられることから、今後、環境影響評価の手続の過程において、工事開始時期を変更する場合には、予測条件の変更の有無を確認し、必要に応じて、再度、予測・評価を行うこと。

#### (2) 工事計画の概要について

本事業の実施に当たり、不発弾等の磁気探査を行う場合は、当該探査の内容を工事計画の概要に示すこと。

また、当該探査に係る赤土等流出防止対策及び貴重種の保全対策を検討し、当該対策の具体的な内容を評価書に示すとともに、当該探査の実施に当たっては、その他の環境影響の低減にも努めること。

#### (3) 造成計画について

本事業実施区域は、沖縄海岸国定公園に隣接しており、自然海岸の植生の連続性・一体性の観点から、本事業実施区域のアダン群落等海岸植生の保全を図る必要がある。造成計画の検討に当たっては、アダン群落等海岸植生の改変を回避し、その陸域側で造成を行うような計画とすること。

#### (4) 赤土等流出防止計画について

ア 「土地改良事業における赤土等流出防止対策設計指針」（平成7年10月、沖縄県農林水産部）において、浸透池必要容量は、透水係数が $8.0 \times 10^{-5}$  (m/s) 以上であれば、「1 ha当たり230m<sup>3</sup>」を基準としている。

本事業計画区域における琉球石灰岩層の透水係数の平均値は、 $4.98 \times 10^{-5}$  (m/s) であることから、浸透池の設置予定箇所におけるボーリング調査の実施等により、当該箇所における透水係数を確認し、透水係数が $8.0 \times 10^{-5}$  (m/s) 未満の場合は、沈殿池の設置等を検討すること。

また、濁水貯留処理施設の変更に伴い、予測の前提条件が変更される場合は、再度、予測・評価を行い、これらの結果を踏まえた上で、新たな環境保全措置の実施を検討すること。

イ 本事業における濁水貯留処理施設は、ろ過・沈殿方式及び凝集沈殿方式により行うこととしているが、必要容量の施設規模の算定については、ろ過・沈殿方式の施設規模の算定式のみが記載されていることから、凝集沈殿方式の濁水貯留処理施設の必要容量の算定根拠を示すこと。

ウ 凝集沈殿方式において用いる凝集剤については、環境負荷の程度が可能な限り小さいものを使用すること。

また、使用する凝集剤の具体的な種類と当該凝集剤の環境負荷の程度を記載すること。

エ 台風等による異常降雨時においても濁水の濃度をできる限り低減する対策を検討すること。

#### (5) 廃棄物処理計画

赤土等流出防止対策の濁水処理施設として設置した浸透池及び沈殿池に堆積する汚泥の発生量を記載すること。また、当該汚泥を自ら利用する場合、その内容について関係機関と調整を行うこと。

### 【環境影響評価の手法等に係る全体的事項】

#### 4 環境影響評価の実施について

本事業実施区域の北側に隣接する場所には、リモートセンシング技術の研究施設があり、高さが40mの施設が設置されることにより、当該施設に対する電波障害が懸念されることから、環境影響評価項目として「電波障害」を選定し、当該施設に対する電波障害について予測・評価を行うこと。

また、本事業実施区域の東側にも高さ40mの施設が建ち並ぶ計画となっていることから、必要に応じて、当該施設の周辺に存在する住宅等に対する電波障害についても予測・評価を行うこと。

#### 5 環境保全措置について

移植等の代償措置については、まず、環境影響の回避及び低減措置を検討し、その上で回避・低減が困難な影響に対して代償措置を検討すること。

#### 6 事後調査について

事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針を示していることから、環境影響が著しい場合とはどのような場合かを項目別に明らかにすること。

### 【個別項目】

#### 7 騒音

##### (1) 予測・評価について

工事中における資機材の搬入ルート及び供用時における施設利用者の通行ルートとなっている道路に隣接する恩納小中学校では、学校保健安全法に基づく騒音調査が行われていることから、同法に基づく学校環境衛生基準との整合性について評価すること。

##### (2) 環境保全措置について

工事中における騒音に係る環境保全措置について、必要に応じて防音壁を設置していることから、環境保全措置の実施が必要となる基準を明らかにすること。

#### 8 赤土等による水の濁り

琉球石灰岩層の区域で発生する濁水については、浸透型ろ過・沈殿方式で浸透処理する計画としているが、琉球石灰岩層にはクラックや地下水道が生じていることがあり、そこから濁水が海岸域へ流出する可能性があることから、地下水への影響やその後の海域への影響を予測・評価した上で、必要に応じて、事後調査を実施すること。

また、浸透処理により濁水が流出したと考えられる場合の対策を検討すること。

## 9 水の汚れ

### (1) 評価について

施設等の存在及び供用における海域の水質状況の変化について、塩分濃度の変化に対する評価がなされていないことから、評価を行い、その結果を示すこと。

### (2) 環境保全措置について

施設の存在及び供用における環境保全措置として、汚水処理水を修景池に導き、水生植物等による水質浄化の後に放流するとしているが、評価書においては、以下の内容を示すこと。

ア 修景池の位置

イ 各浄化槽から修景池まで及び修景池から排水先までの排水系統

ウ 修景池の構造、容量及び排水構造（水生植物による浄化に要する時間を経過した後に排水する構造となっているか等）

エ 水質浄化に用いる水生植物の種類

## 10 水象

### (1) 調査結果について

地下水・湧水の状況の調査結果について、確認された井戸及び湧水は集水域に対象事業実施区域を含まないとしているが、本事業実施区域周辺には琉球石灰岩が広く分布していることから、琉球石灰岩の基盤となっている地層の傾きを把握した上で、湧水の集水域について再度確認すること。

### (2) 予測について

潮流シミュレーションの再現性の検討について、準備書に示された流速ベクトルの流向について、観測値と計算値で違いが見られるが、流向、流速の大きさが概ね一致しており現況の流況を再現できているとしていることから、当該検討結果の根拠を示すこと。

## 11 地形・地質

### (1) 調査結果について

ア 地形・地質等の状況については、文献調査及び現地踏査の両方が行われているが、準備書に記載されている「地形分類図」及び「表層地質図」については、どちらの調査結果であるか明示すること。

また、文献調査と現地踏査の結果を分けて記載すること。

併せて、調査結果の整理に当たっては、干潟の範囲を明示すること。

イ 「海成段丘」については、準備書第3章の地域の概況で重要な地形とされているが、調査結果では記載されていないので、再度確認し、記載すること。

ウ 深浅測量の結果の整理に当たっては、海底地形が把握しやすいように、縦断面図を作成すること。

### (2) 予測・評価について

重要な地形・地質等の改変による本事業実施区域の北側にある湧水への影響について、周辺地形の状況から集水域は北東部の丘陵地と考えられ対象事業実施区域を含まないとしているが、上記10(1)を踏まえた上で、必要に応じて、再度、予測・評価すること。

## 12 陸域生物（植物）

### (1) 調査結果について

- ア 現存植生図（海岸拡大図）に、施設の配置や法面等を記載すること。
- イ 潜在自然植生図において、本事業実施区域の大半を占めているオオバギ-アカギ群集については、当該地域の潜在自然植生に該当するか再検討すること。

### (2) 重要な植物種について

重要な植物種のうち、平成24年8月28日に環境省から発表のあった第4次レッドリストで追加された種については補足調査を実施することとしていることから、評価書において予測・評価すること。

また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて新たな環境保全措置を検討すること。

### (3) 予測・評価について

- ア 本事業実施区域の周辺が沖縄海岸国定公園に指定されていることから、海岸植生の群落に対する影響の予測・評価に当たっては、周辺の海岸植生との連続性・一体性の観点も踏まえて、再度、予測・評価を行うこと。
- イ 工事の実施に伴う重要な植物群落に対する影響の予測結果のうち、土地の改変による直接的な影響については、消失・縮小する群落の割合と面積の両方を示した上で、大部分が残るから影響が小さいと予測している群落があるが、この予測は、割合から予測しているのか、消失面積から予測しているのか明らかにすること。

また、群落そのものの面積が小さい場合、消失する群落の割合が小さいにしても、残る群落の面積がさらに小さくなり、群落の維持に影響が生じるおそれがあることから、消失面積から予測していない場合には、消失面積と残存する面積そのものからも予測、評価すること。

### (4) 環境保全措置について

- ア 重要な植物種の個体が消失すると予測していることに対する代償措置として、移植を行うとしているが、具体的な方法（移植先及びその選定基準、移植先の環境の状況、移植する株数等）を示すこと。
- イ 本事業実施区域内において確認されている重要な植物種の移植については、移植計画書を工事開始までに作成することとしているが、現時点で予定している移植計画を評価書に記載すること。
- ウ 移植についての知見が不十分であるとしている種については、移植に当たり試験移植を実施することを検討すること。

また、その際は、周辺に生育している野生株の状況を踏まえた上で、条件の異なる複数の箇所を選定し、より移植に適した環境の条件を調べること。

- エ 本事業実施区域周辺において確認された重要な植物種に関する事後調査の結果、



著しい影響がある場合、移植を行うとしていることから、影響が著しいと判断する基準を明らかにすること。

オ 微気象の変化及び粉じんや排気ガスの発生に対する工事の実施における環境保全措置として、ネットの設置を挙げている一方で、施設の存在及び供用における環境保全措置としては、マント群落・ソデ群落となる植物の植栽を挙げている。これは、工事終了後に設置したネットを撤去して、マント群落・ソデ群落となる植物を植栽するのか、それとも、工事中に植栽して、植栽した植物の周りにネットを設置するのかが不明であるが、マント群落・ソデ群落として安定するには時間がかかるため、後者の計画とすること。

カ マント群落・ソデ群落として植栽する植物種の選定に当たっては、専門家等の意見も踏まえた上で検討すること。

### 13 陸域生物（動物）

#### (1) 重要な動物種について

重要な動物種のうち、平成24年8月28日に環境省から発表のあった第4次レッドリストで追加された種については補足調査を実施するとしていることから、評価書において予測・評価を行うとともに、汽水・淡水魚類については、平成25年2月1日に第4次レッドリストが公表されていることから、新しいカテゴリーに基づいて調査結果を整理し、必要に応じて予測及び評価の結果を修正すること。

また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて新たな環境保全措置を検討すること。

#### (2) 予測について

ア 工事の実施に伴う生息環境の縮小・消失による影響について、消失率で予測をしているが、動物の生息に大きく影響するのは面積であることから、残される面積で予測すること。

イ 哺乳類及び鳥類については、工事の実施に伴う騒音・振動の発生による影響について、忌避行動などが考えられるとしているが、忌避すると考えられる範囲を示すこと。

また、工事が一時的であることから、影響はほとんどないと予測している種については、当該予測の根拠を示すこと。

#### (3) 環境保全措置について

ア 騒音・振動による影響の予測の前提とした環境保全措置として、稼働時間の設定や低騒音型建設機械の使用を挙げているが、この前提のもとで予測した結果、繁殖場所の変更又は営巣の放棄などの影響があるとしていることから、予測の結果必要となった環境保全措置として、当該影響に対する環境保全措置を示すこと。

イ 重要な動物種の移動について、移動対象種の移動方法、移動先及びその選定基準、移動先の環境状況等の具体的な内容を示すこと。

### 14 陸域生態系

(1) 基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響の予測については、基盤環境がどのように変化し、その変化によって生物群集がどのように変化するのかを予測した

上で、変化すると予測された生物群集に対して、事業による影響を予測すること。

(2) 注目種及び群集により指標される生態系への影響の予測について

ア 注目種及び群集の生息・生育状況の変化及び影響について

注目種及び群集として選定しているヌマガエル、タイワンツチイナゴ、フタバカクガニ、海岸植物群落及びタイワンキンギョについては、生息・生育環境の変化に伴う影響が予測されていないことから、再度、予測すること。

イ 種間関係の変化による影響について

注目種として選定している動物各種については、餌動物の生息環境が消失することから、これらの生物量が減少する可能性が予測されるとしながら、そのことによる影響が予測されていないことから、再度、予測すること。

ウ 供用後の施設利用に伴う生息・生育環境の影響について

注目種として選定しているサシバ及びコサギについては、建物の高さが40mに達する施設が計画されていることから、バードストライクが発生する可能性があることと予測しているが、構造、材質、ガラス面の大きさ等の外装の詳細計画は未定としている。一方で、バードストライクが発生しにくい構造や材質を採用することにより、影響は低減されると評価している。外装の詳細計画が具体的に示されなければ、影響は低減されるとは評価できないことから、バードストライクが発生しにくい構造や材質等を具体的に示した上で、再度、予測・評価すること。

(3) 生態系の構造と機能への影響の予測について

ア 二次林環境、草地・耕作地環境、海岸環境、湿地・水路環境のそれぞれにおいて、生物生産、物質生産、物質循環、森林環境の形成・維持、土砂の堆積、栄養分の供給などが同じように一律に記載されているが、これらの具体的な内容について、それぞれの環境区分毎に示すこと。

イ 生態系の構造への影響について予測すること。

## 15 景観

(1) 環境影響評価方法書の知事意見に対する対応について

本事業に係る環境影響評価方法書の知事意見において、高さ40mの建物が多数建ち並ぶことにより、景観上の影響や心理的圧迫感等が考えられることから、複数案を設定して環境影響評価を実施するよう求めているが、準備書においては、複数案が設定されているものの、環境影響評価が行われていないことから、景観への影響について環境影響評価を行うこと。

また、実施しない場合にはその理由を示すこと。

(2) 眺望景観の価値の変化の予測について

「屋嘉田カタバル」の眺望点の価値の変化について、以下の点に対応すること。

ア 景観資源の眺望の変化がないことから価値の変化は軽微であると予測しているが、モニタージュの結果によると、出現する人工工作物が明瞭に目視されることとことから、この結果を踏まえて、再度、予測・評価を行うこと。

イ 夜間照明の使用による眺望景観の価値の変化については、学校及びグラウンド等

の照明施設が存在することから、影響は軽微であると予測しているが、より詳細な根拠を示すこと。

### (3) 圍繞景観の価値の変化の予測について

本事業実施区域西側及び北側の海岸へのアクセスルートとなる施設内通路については、その両側に法面が形成されることによる景観上の影響や心理的圧迫感等が考えられることから、当該通路を圍繞景観の予測地点として設定し、予測・評価を行うこと。

## 16 人と自然との触れ合い活動の場

### (1) 調査について

- ア 「自然海岸（西側）」及び屋嘉田潟原については、環境学習及び自然観察会等が行われていることから、主催者等を含む関係者に対して、アンケート又はヒアリング調査を実施し、利用状況、利用形態及び利用環境について、予測・評価すること。
- イ 浜下り調査について、当日の天候及び干潮時間を示すこと。

### (2) 予測・評価について

「自然海岸（北側）」については、国道58号から万座毛に至る村道を経由するルートの他、国道58号から自然海岸（西側）に至る村道及び本事業実施区域内の里道を経由するルートがあることから、アクセス特性の変化については、現在の里道の利用状況及び工事による里道の改変の有無を踏まえた上で、再度、予測・評価すること。

## 17 歴史的・文化的環境

本事業実施区域内については、これまで文化財調査が行われていないことから、今後、事業の実施前に恩納村教育委員会により試掘調査が行われる。その際、文化財が確認された場合には、事業の実施による影響を予測・評価するとともに、関係機関と協議して適切な環境保全措置を講じること。

## 18 廃棄物等

### (1) 調査結果について

産業廃棄物最終処分場の状況については、許可容量及び許可面積だけでなく、残余容量についても把握させた上で、本事業において最終的に処分される量を十分に受け入れることが可能であることを示すこと。

### (2) 予測・評価について

ア 廃棄物の種類、量及び最終的な処分量の予測においては、一般廃棄物と産業廃棄物の区分をすることなく予測を行っているが、廃棄物の適正処理のためには廃棄物の区分に応じて適切に処理業者へ委託する必要がある。

については、本事業により生じる廃棄物の種類及び当該種類毎の発生量を可能な限り詳細に予測し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（平成23年3月30日、環廃産第110329004号）」等の関係通知等並びに事業により発生する廃棄物の性状及び排出状況を踏まえて適切に区分した上で、評価を行うこと。

イ 施設の供用時における予測については、廃棄物の発生量のみが示されているが、上記アのとおり、本事業により生ずる廃棄物の種類を可能な限り詳細に予測した上で、当該種類毎の再資源化量を定量的に予測・評価すること。

また、再資源化以外の削減の方策について、現時点で想定しているものがあれば明らかにした上で、当該方策による廃棄物の削減量を定量的に予測・評価すること。

## 【その他】

### 19 評価書の作成について

- (1) 準備書については、記載内容に誤記等が散見されることから、評価書の作成に当たっては、本意見の指摘事項に限らず、準備書の記載内容について総点検すること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、記載内容が適切な資料を用いて正確にわかりやすくなるよう作成するとともに、資料編との関係がわかるように記述すること。  
なお、引用する資料や文献については常に最新の結果を用いること。
- (3) 動植物及び生態系に係る調査結果について、学名、分布及び生態学的特徴等については、再度精査し、正確に記載すること。
- (4) 知事意見及び住民等の意見に対する事業者の見解については、評価書の該当する箇所にも記述すること。また、その具体的な見解内容が示されているページを示すこと。